

令和2年7月6日 公告

岸之里住宅2号館昇降路増築工事-3

「重要なお知らせ及び別表1・2・3」の「別表1」に記載の「総合評定値に関する事項」について、下記のとおり訂正していますので、ご確認ください。(電子入札案件情報の公告本文に記載の内容に訂正はありません。)

訂正箇所	誤	正
重要なお知らせ及び別表1・2・3 (別表1)	(総合評定値に関する事項) ・経営事項審査の「建築一式」における総合評定値(P点)が800点以上とする。 ・経営事項審査の総合評定値(P点)は、入札書提出日において有効な経営事項審査の最新のものとする。 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値(P点)から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値(P点)とみなすものとする。	削除